

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

井 上 周 八

一 はじめに

二 「アジア的生産様式」論争について

三 資本制生産に先行する所有の三つの形態について

(一) 『ドイツ・イデオロギー』における所有の三形態

…………… (以上既載)

(二) 『資本制生産に先行する諸形態』における所有の三形態

四 『諸形態』をめぐる若干の問題点

(一) 『諸形態』の共同体と『ドイツ・イデオロギー』の共同体

(二) 所有の三形態の時間的継続関係

(三) 生産様式の時間的継続関係

① ホブズボームの解釈

(二) 『資本制生産に先行する諸形態』における所有の三形態

『ドイツ・イデオロギー』のつぎに、問題にされなくてはならないのが『資本制生産に先行する諸形態』である。この二つの論稿は、極めて類似した見解をのべていると同時に、またこ

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

となった視点のもとで、問題を整理している。

マルクスは、一八五七年から五九年にかけて、『経済学批判』(一八五九年刊)および『資本論』(第一巻、一八六八年刊)執筆のための予備作業を行った。その草稿が一九三九―四一年にソ連のマルクス・エンゲルス・レーニン研究所によって公刊された『経済学批判要綱』Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie (その一部の小抜萃は一九〇三年『ノイエ・ツァイト』誌に発表されたことがある)である。しかし、一九三九年から四一年という戦時でもあり、また場所もモスクワであったため、その出版はほとんど注目されることなく、一九五二年になって、『資本制生産に先行する諸形態』の部分がパンフレットとしてベルリンで出版され、五三年に全巻が同じくベルリンで公刊されるに至って、やっと学界でも広く知られるようになった。この一九五三年のドイツ版が、こんにち私たちの手にすることのできる唯一のものであり、後掲の高木幸二郎氏の邦訳もこれによっ

### 『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

ている。この『要綱』の第三部「資本の章」の第二節「資本の循環過程」のなかに、「経済的社会構成体の前進的諸時代」という項目があり、これが有名な「資本制生産に先行する諸形態——資本諸関係の形成、すなわち本源的蓄積に先行する過程について」Formen, die der kapitalistischen Produktion vorhergehen——über den Prozess, der des Bildung der Kapitalverhältnisse oder der ursprünglichen Akkumulation vorhergeht (Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Dietz-Ausgabe, 1953, SS. 375—413. 高木幸二郎監訳、大月書店、Ⅲ、四〇七—四五〇ページ)であることは、よく知られている。

そこでマルクスは、資本制に先行する所有の本源的な三形態として、アジア的、ローマ的(古典・古代的)、およびゲルマン的の諸形態についてのべている。したがって、『経済学批判』の「序言」で「経済的社会構成体の前進的諸時代」としてあげられていた前資本制的な社会構成体の三つの形態は、これらの研究との関係でのべられていたのはいうまでもない。

以下、『諸形態』の内容をみるまえに、次のようなホブズボームの説明に留意しておこう。

『要綱』の大部分は、一八四四年の『経済学・哲学手稿』のように、マルクスもマルクス主義も、ともにまだ青年期であったころのものとくらべて、マルクスが完全に成熟した時期の所産である。このことは、とくにマルクスが資本主義以前の歴史的發展の問題にとりくもうとしている『資本制生産に先行す

る諸形態」と題する部分についていえる。これは、けっして手軽に、あるいは十分な用意もなしに書かれたノートではない。マルクス自身がラッサールに誇った(一八五八年十一月十二日付の手紙)とおり「十五年間の、すなわち、わたくしの生涯で最良の年月の研究の成果」であるばかりでなく、またかれがその鋭さにおいても、深さにおいても最高であった時期を代表するばかりではなく、さびには、マルクスが歴史的發展の問題と取組んだものうちで、多くの点において最も体系的なものである。マルクスは、そのあと問もなく『経済学批判』へ壮麗な緒言を書き、史的唯物論をきわめて含蓄の深い形で示したが、『諸形態』は、この「緒言」に対して錦上欠くことのできない花を用意したものである。この述作を取入れていないマルクス主義史論は、すべて——すなわち一九四一年以前のものはほとんど全部、また(不幸にも)それ以後のものも多分に——これに照らして検討しなおさなければならぬものである。

ところで同時に、『要綱』は、マルクスがラッサールへの手紙で述べたとおり、「きわめていろいろな時期に、自分自身の理解のために、公刊するつもりもなく書いた専門的諸論文であった」。だからこれを読むのには、あらかじめマルクス独特の思考方式に十分通暁しておく必要がある。そのうえ、叙述方法では、時々非常に判りにくい自分だけの省略をしており、叙述の形式も素描的である。従ってマルクス自身は理解していても、われわれにはどうともとれる傍白が、随所にさしはさまれ

ている。

とくに注意しなくてはならないのは、『諸形態』が厳密な意味での「歴史」ではない、ということである。すなわち、『諸形態』は歴史の内容を、その最も一般的な形で定式化することを目的としたものである。この歴史の内容とは何かといえ、それは進歩である。歴史的進歩の存在を否定するものも、またマルクスの思想は人間解放を求める倫理的要求にすぎないと（しばしば初期マルクスの著作を根拠にして）主張するものも、その助けとなる論拠をこの述作中には発見できない。マルクスにとっては、進歩とは、客観的に定義できるものであり、かつ同時に何が人間にとって望ましいかを指し示すものである。万人の自由な発展が遂げられるときが来るといふマルクス主義の確信は、マルクスの強い願望から生まれたものではなく、歴史的発展が人類を導いてゆく帰結点にはかならないという分析が正しい、という確信によるものである。

マルクスにおけるヒューマニズムの客観的基礎と、かれの社会的経済的発展理論の客観的基礎は、人間を社会的動物として分析する点にある。人間は、労働を行なう。すなわち、毎日の実践において、呼吸し衣食住を求め、人を愛するなどの実践において、人間の実存を創造し再生産する。人びとは、これを自然のうちにおいて作業することにより、この目的のために自然から採取する（そして結局は自然を意識的に改造すること）によって行なう。自然と人間との間のこの相互作用が社会的発展であ

『資本制生産に先行する諸形態』について（三）

り、かつ社会的発展をうみ出すものである。自然からの採取、あるいは自然的存在（人間自体の肉体もふくめて）の用途を決定すること、を領有（アンフワリエレン）<sup>アンフワリエレン</sup>と云うことができる。したがって、領有とは、もともと、労働の一面にすぎない。それは所有という概念に表現される（所有とは、決して私有という歴史的な特殊事実と同じことではない）。マルクスは、こういふ。はじめ「労働者がその労働の客体的諸条件に対してもつ関係は、所有の関係である。これは労働とその物質的諸前提との自然的統一である」。

社会的動物である人間は、協業と社会的分業の双方を発達させる。後者は、個人と個人をその部分とする社会との維持に必要なものを生産したうえ、それ以上の余剰を生産することによって始めて可能となるが、それだけでなく、さらに進んで余剰の生産可能性をいっそう高めるものである。余剰と社会的分業との双方が存在して始めて交換が可能となる。しかし、生産も交換も、当初においては、たんにユース——すなわち、生産者とかれの社会との維持——を目的とするものである。以上が理論構築の主要分析材料であるが、いづれもみな事実上、人間とは特殊な社会的動物であるという基本的概念を拡大したもの、またはそれから導き出したものである（『共同体の経済構造』、市川泰治郎訳、未来社、六二〇ページ参照）。

つまり、ホブズボームは、『諸形態』はマルクスが完全に成熟した時期の所産であること、マルクスが歴史的發展の問題と取組んだものうち最も体系的なものであること、にもかかわ

らず叙述形式が自分だけの省略を用いたり、素描的であること、『諸形態』は厳密な意味での「歴史」ではなく、歴史の内容を一般的な形で定式化することを目的としていたこと、このばあいの歴史の内容とはプログレスであること、最後にこの論稿は、人間とは社会的動物であるという基本的概念を基礎に展開されたものであること、などを指摘しているのである。

(17) ここで挿入的に指摘しておくこと、『諸形態』はマルクスが完全に成熟した時期の所産である(「ホブスボーム」とすることはできない。この点は「マウラーやモルガンをよんでいないマルクス」としてしばしば指摘されている。エンゲルスは『家族、私有財産および国家の起源』の一八八四年の初版序文で、「以下の諸章は、ある程度まで遺言の執行をなすものである」とのべている。遺言とは勿論マルクスの研究成果であって、マルクス自身が『諸形態』執筆後も原始社会の研究成果を研究していたことはあきらかである。だから『起源』は『諸形態』以後のマルクスとエンゲルスの見解を示したものである。では『起源』は原始人群の時代から氏族的原始共產主義社会への移行、および家族形態の発展をどのように説明していたか。エンゲルスによれば次のごとくである。

一八六〇年代の初めまでは、家族形態は現代のブルジョア的形態と同じものとみられていた。しかし、一八六一年、J・J・パコーフェンの『母権論』(シュトウツガルト)の出版は家族史学の誕生をもたらした。彼はそこで、人間は最初は無制限の性交をおこなって生活しており、だから血統はただ女系によってしかたどることができず、その結果、女は母として、若い世代の唯一のたしかに知

られた親として、信望と尊敬とが払われ、これが支配にまで高められた、と主張し、その証拠として古典古代文学の多数の章句をえらび出した。たしかに、一夫一婦制以前、一人の男と数人の女、一人の女と数人の男の性交が慣習として実在した痕跡を古典古代文学は示している。

パコーフェンの次の後継者は一八六五年にあらわれたJ・F・マクレナンである。彼は古今の多くの野蛮、未開の諸民属において、また文明諸国民においてさえ、花嫁が、単独でまたはその友人たちといっしょに、花嫁をその近親者から暴力で略奪する見せかけをしなければならぬ婚姻締結 *Eraufhebung* の一形態を見だし、この慣習は、一種族 Stamm の男たちが実際に彼らの妻を外部から、他種族から、暴力で略奪してきた以前の慣習のなごりであるにちがいない、と考えた。そして次の「略奪婚 *Raubhe*」はどのようにして発生したか? として次のようにいう。男たちが自己の種族内で十分に妻を見つけることのできたあひだは、このようなことをしなければならぬ理由はまったくなかった。ところで、われわれが同じようにしばしば見うけるのは、未発達諸民属には、その内部での通婚が禁じられている一定の群(この群は一八六五年ごろにはまだ往々、種族そのものと同一視されていた)があり、したがって、男はその妻を、女はその夫を、この群の外部で得てこなければならぬ、という事実である。また別の民属では、一定の群の男は彼ら自身の群の内部でだけその妻を求めなければならないという慣習が存在する。こうしてマクレナンは、第一のものを族外婚 *exogam* 第二のものを族内婚 *endogam* と名づけ、族外婚「種族」と族内婚「種族」とのあいだに固定的な対立をむざむざに組み

たてたのである。

マクレナンの功績は、彼のいう「族外婚」が普及していて大きな意義をもっていたことを指摘した点にある。また彼のもう一つの功績は、彼がバコーフェンのあとにつづいて、母権的な血統秩序を原始の血統秩序と認めたことである。マクレナンは婚姻形態として、一夫多妻、一妻多夫、一夫一婦の三つの制度しか知らなかった。しかし未発達な民属には一組の男性が一組の女性を共有する婚姻形態の存在した証拠がますます多数発見され、ラボック『文明の起源と人類の原始状態』野蠻人の心理および社会的状態』(「ロンドン」一八七〇年)はこの群婚 Gruppenehe, communal marriage を歴史的事実として承認した。そして、こうした先駆的業績にひきつづいて、一八七一年にモルガンが新しい、多くの点で決定的な資料をたずさえて登場した。かれはアメリカ・インディアンのイロクォイ人の独特の親族制度は、合衆国のすべての原住民に共通するものであり、一大陸の全体にひろまっているものであるが、しかし、これは原住民の事実上の婚姻制度から生ずる親等 Verwandtschaftsgrade と矛盾している点に注目、アメリカ連邦政府をうごかしてアンケートを作成し、他の民属の親族制度を調査し、次のことを発見した。(1)アメリカ・インディアンの親族制度は、アジアでも、またいくらか変形してアフリカやオーストラリアでも、多くの種族のあいだにおこなわれていること、(2)それはハワイその他のオーストラリアの諸島で死滅しかかっている群婚の一形態によって完全に説明できること、(3)しかし、その同じ島々には、この婚姻形態とならんで別の一親族制度がおこなわれており、その親族制度は、さらに原始的な、いまでは死滅した群婚の一形態によってしか説明できないこ

### 『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

と。モルガンは、もろもろの親族制度から出発して、これに照応する家族諸形態と人類の先史を還元することを可能にしたのである。

マクレナンの主張の土台をなすのは、族外婚「種族」と族内婚「種族」の固定的対立説であった。しかし、モルガンによれば、群婚がまだおこなわれていた時期には——そしておそらくそれは、かつてはいたるところでおこなわれていたであろう——、種族は母かたで血縁関係にあるある数の群すなわち氏族 *clans* からなりたっていて、各氏族の内部では厳格な婚姻禁止がおこなわれていたので、ある氏族の男は、なるほど種族の内部でその妻をめとることはできたし、またそれが通例であったが、しかし、かならず自分の氏族外からめとらねばならなかった。だから、氏族は厳格に族外婚的であったが、諸氏族全体を総括する種族は、それと同じ程度に族内婚的だったのである。またモルガンは、原始的な群婚段階の種族が、母権制によって組織された氏族に発展し、この母権制氏族の内部から、父権制によって組織された後世の氏族、すなわち古代の文化諸民属に見いだされるような氏族が発展してくる淵源をなす原始形態を、アメリカ・インディアンの氏族を研究することによって発見したのである。したがって、『諸形態』の共同体を構成する種族とは父権制下の氏族であったことが推察されるのである。

さてこうしてもっとも古い、原始的な婚姻形態は群婚であるが、モルガンは、このような状態から、(一)血縁家族 (二)プナルア家族 (三)対偶家族 (四)単婚家族と家族形態が發展してきたとみている。

(一)の血縁家族は、家族の第一段階で、ここでは婚姻群が世代によって区別されており、(二)のプナルア家族では兄弟と姉妹が性交関係から排除されており、(三)の対偶家族では一人の男が一人の女と同棲

するが、多くの妻をもつことも、ときたま不貞をはたらくことも男性の権利であるが、女性の不貞は厳格に禁止されていたのである。

例の単婚家族は、父親の確かさをほゞきりさせ、父の財産を父の子に相続させることを目的とした一夫一妻制であるが、これは男による女の支配であり、かつ娼妾制や売淫によって補充されている。そしてこのような意味での単婚制は、ブルジョアのものであるが、プロレタリアにとっては、真の夫婦愛がうまれる可能性が大である。

こうして、モルガンによれば、人類発展の三つの主要段階に、ほゞ照応する三つの婚姻形態がある。野蛮時代(主として、できあいの天然物を取得する時代)には群婚、未開時代(牧畜と農耕を習得する時代、人間の活動によって天然物の生産をたかめる方法を習得する時代)には対偶婚、文明時代(天然物のさらにすんだ加工を習得する時代、本来の工業と芸術の時代)には姦通と売淫とによって補足される単婚、がこれである。そして対偶婚と単婚との中間に、未開の高段階において、女奴隷にたいする男の支配と一夫多妻制とが介在する。

ではきたるべき資本主義的生産の一番後における両性関係の秩序についてはどうなるのであろうか。この点は、新しい世代、すなわち、その生涯を通じて金銭その他の社会的権力手段で女の肉体提供を買えばあい一度も出あったことのない男たちと、真の恋愛以外のなんらかの考慮から男に身をまかせたり、あるいは経済的結果をおそれて愛人に身をまかせざるをこぼんだりするばあいに一度も出なかったことのない女たちとの世代が成長したときに、おのずから決定されるであらう。

以上が『起源』におけるエンゲルスの所説の主要部分の一部であ

る。

さて、以上を前置きとして、以下『諸形態』の内容を整理し、理解しておく。この論文を、マルクスはまず資本関係形成のための前提として次の二点を指摘することから始めている。なぜなら、ここでのマルクスの主題は、表題の示すように、「資本主義的生産に先行する諸形態」、つまり資本関係の形成、すなわち本源的蓄積に先行する過程だからである。

第一の前提は、自由な労働 *freie Arbeit* と、この自由な労働と貨幣との交換——つまり自由な労働力とこの労働力の商品化——である。

第二の前提は、この自由な労働力が労働するところの客観的諸条件(労働手段と労働材料 *Arbeitsmittel und Arbeitsmaterial*)から、自由な労働力を切り離すことである。

資本関係の形成のためには、何よりもまず労働者を天然の仕事場 *natürliches Laboratorium* である大地から解放することが必要であるが、それには二つの形態が考えられる。一つは、「自由な小土地所有」 *kleines freies Grundeigentum* の解体であり、もう一つは、「東洋の共同体を基礎とする共同的土地所有」 *gemeinschaftliches auf der orientalischen Kommune beruhendes Grundeigentum* の解体である。(88) 「この二つのいずれの形態においても、労働者は、彼の労働の客観的諸条件にたいして、彼の所有物として関係している。これこそが、労働と、その物的諸前提との自然的統一 *natürliche Einheit der Ar-*

beit mit ihren sachlichen Voraussetzungen verbunden」。つまり「個人は、彼の實在 Wirklichkeit の諸条件（自分を表現する条件）の所有者として、また主人として、自分自身に関係している」。

(18) ここで想起されるのが、一八八一年三月八日付のヴェラ・ザスリッチへの書簡の次の一節である。「資本主義生産の創世記を分析するにあたり、私は言った。『だから、資本主義制度の根底には、生産者と生産手段との根本的な分離が存在する。……だが、この發展全体、基礎は耕作民の収奪である。それが根本的な仕方でおこなわれたのはまだイギリスにおいてだけである。……しかし、西ヨーロッパ、他のすべての諸国も同一の運動を経過している。』」(資本主義論、フランス版、三二五ページ)「エディンソン・ソシアル社一九五〇年版、第三冊、一五四、一五六ページ」だから、この運動の『歴史的使命』は、はつきりと西ヨーロッパの諸国に限定されている。このように限定した理由は、第三二章の次の文章に示めされている。『自分自身の労働にもつづいた私有は、やがて他人の労働の搾取に、賃金制度にもつづいた資本主義的私有にとつてかわられるであろう。』(前掲、三四〇ページ)「同右、第三冊、二四〇ページ」だから、この西ヨーロッパ的運動においては、私有の一形態から私有の他の形態への転化が問題なのである。ロシアの農民たちにとっては、反対に、彼らの共有を私有に転化させることになる、と言いたいのであろう(手島正毅訳『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫、付録、一二九—一三〇ページ)。

問題は、資本関係の創造にあつては、生産者と生産手段との根本

### 『資本制生産に先行する諸形態』について(三)

的分離が不可欠である、ということにほかならない。そして「東洋的共同体を基礎とする共同体的土地所有」と「自由な小土地所有」の解体は、いずれも自分自身のものとしての生産条件から労働者が切り離されるということである。しかし、このほか奴隷も農奴も直接的生産者である。だから、彼らが生産条件から切り離されることも資本関係の創出には必要である。このばあい、奴隷や農奴が生産条件から切り離されただけでは、かれらは自由な労働力の所有者とはならない。彼らは同時に身分的束縛からも切り離されて、自由とならなければならない。このとき、はじめて共同体所有や自由な小土地所有から切り離された直接的生産者と同列に立つことができるのである。「自由な労働(力)と貨幣との交換、つまり労働力・商品は、こうして、生産条件の本源的所有と二次的所有双方の否定のうえに生まれる。しかしロシアのミールの場合、共有を私有に転化させ、この私有を再び共有に転化させることが革命的な方向なのであろうか。そう、いいたい、自称マルキストもいたことを、ザスリッチの書簡から知ることができる。晩年のマルクスは何と答えたか。私たちはマルクスのザスリッチ宛書簡のなかから大いに学ぶことができるのであるが、この点のちにふれよう。

そして、かれの他の個々人に対する関係は、

(1)この前提が、共同体 *Gemeinwesen* に発するものとして指定されているばあいには、共同所有者 *Miteigentümer* ないし共同所有の体現者としての他人に関係することとなる。

(2)この前提が、共同体 *Gemeinde* を構成する個々の家族に発するものとして指定されるばあいには、かれ自身と並んで存

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

在する独立の(自立的な)所有者、すなわち独立の(自立的な)私的所有者としての他人と関係する。<sup>(19)</sup>

いづれにおいても、個々人は、「労働者としてではなく、所有者として、そして同時に労働する共同体の成員としてふるまう」。そして、この労働の目的は、「価値の創造」Wertschöpfungではなく、「個々の所有者とその家族ないし共同体全員の維持」である。

自立的な私的所有者が存在するばあいには、「この私的所有者のほかに、以前にはすべてを吸収し、すべてを包括していた共同所有自体は、多数の私的土地所有者とあいならんで、特殊な公有地(Gager publicus)として措定されている」。

(6) 手島正毅氏は、訳語の問題として、「Commune, Kommune, Gemeinde はいずれも『共同体』と訳した。マルクスは『経済学批判要綱』全体のなかで Gemeinde を『共同体—生産様式として』、『共同体—共同体成員の集会として』、『共同体—国家として』等、広い意味で使っているから、その各側面を包括する一般的用語として共同体と訳しておいた。これにたいして、Gemeinwesen は文中、社会集団そのものをあらわす場合が多いから『共同体』とし、Gemeindewesen は『共同体制度』または『共同体』と訳してみた。最後に、Community, Gemeinschaft はいずれも『共同社会』と訳した」(『資本主義的生産に先行する諸形態』、国民文庫、ハベージ訳注)とのべ、「共同体的所有(Gemeinschaftliches Eigentum)。本文では原始共同体、アジアの総括的統一、ローマ人共同

体、およびゲルマン共同体の土地所有形態が『共同体的所有』の具体的形態として素描されている」(同上)とのべている。

これに対し大塚久雄氏は、「この講義では『共同体』は Gemeinde の訳語である。これに対して、Gemeinschaft には『共同態』Gemeinwesen には『共同組織』の訳語をあつることとした」(大塚久雄著作集第七巻『共同体の基礎理論』、岩波書店、一九六九年八月、ハベージ注)とのべ、「私を見たかぎりでは、後に引用するマルクスのばあいにも、ヴェーバーのばあいにも、『原始共産態』を指すのには『共同体』Gemeinde でなく、『共同態』Gemeinschaft の語が用いられているように思われる。といつても、『共同体』Gemeinde が『共同態』Gemeinschaft と全く別物であると考えられているわけではない。少なくとも、後者は前者の本質的な一面としてつねに何らかの程度においてそのうちに含まれているとされているのである。いま一つ『共同組織』Gemeinwesen という語はそれらすべてにひとしく使用されているといつてよからう」(同上八一九ページ注)とのべている。なおこの点について、氏は『マックス・ヴェーバーのアジア社会観』でも同様の趣旨をのべておられる。

しかし、以上の訳語は統一的に使用されていない。その理由は、単なる訳語の問題ではないからである。訳語の前提として、それぞれのことが含まれている文章そのものをどう理解するか、マルクスの共同体論をどう把握するか、という問題が存在し、この点で諸種の解釈が存在するからである。

さて、労働する個人の、自分のものとしての、生産条件たる土地に対する関係がどのようなものであるかによって、マルクスは、土地所有の三つの形態を区別する。その第一の形態は、



「アジア的形態」——「特殊・東洋的形態」die spezifisch-orientalische Formともよんでいる——に代表されており、第二の形態は、「ローマ的・ギリシヤ的(つまり古典・古代的)形態」die römische, griechische, kurz die klassisch antike Formによつて代表されており、第三の形態は、「ゲルマン的形態」die germanische Formとよばれている。

そこでまず土地所有の第一形態から理解しよう。この形態で第一の前提となるのは、さしあたり「自然生的共同団体」naturwüchsiges Gemeinwesenである。原始的な種族は、遊牧生活や移動をこととし、決して最初から定住的なものではない。人間は、結局、定着・定住することになるが、「種族共同社会(Stammgemeinschaft)、自然的共同団体は、土地の共同体的領有(一時的な)と利用との結果としてではなく、その前提として現れる」(Grundriss, S. 375. 訳Ⅲ四〇八ページ)。ところで、「大地は、労働手段や労働材料を提供し、また居住地、共同団体の基地(Basis)をも提供するというの大きな仕事場 Laboratoriumであり、兵器廠 Arsenalである。人間は、共同団体、しかも生きた労働のかたちで自己を生産し、また再生産するところの共同団体の財産である大地と素朴に関係する。個々人は、いづれも所有者または占有者としての、この共同団体の手足として、その成員としてふるまうにすぎない」(ib. 訳Ⅲ四〇八―九ページ)。

そこでマルクスは、「この形態は同一の《共同体的》基本関

『資本制生産に先行する諸形態』について(一三)

係を基礎としているが、それ自体きわめて種々さまざまなかたちで実現される<sup>(20)</sup>」として、「大多数のアジア的基本形態」he-riste asiatische Grundformenをあげている。この「大多数のアジア的基本形態のばあいのように、総括的統一体(die zusammenfassende Einheit)は、これらすべての小さな共同団体のうえに立ち、上位の所有者 höherer Eigentümer あるいは唯一の所有者 einziger Eigentümer として現れるが、そのために現実の共同体は世襲的な占有者としてのみ現れるということとは、さきの形態となら矛盾するものではない。この統一体が現実の所有者であり、また共同体的所有の現実的な前提でもあるから、この統一体そのものは、これら多くの現実的な特殊な共同団体のうえに立つ、一つの特徴なものとして現れることができるのである。そこでこのばあい、個々のものは事実上無所有である。つまり所有——すなわち、個人のものとしての、客体的なものとしての、労働と再生産の自然的諸条件にたいする個人の関係、彼の主体性の非有機的自然として現存する肉体——は、多くの共同団体の父である専制君主 Despot に具現される総合統一体 Gesamtheit が、特殊な共同体を介して個人に移譲する結果、個人にとって間接的なものとして現れる」(ib. S. 376―377. 訳Ⅲ四〇九ページ)。そして、「剰余生産物……は、そのためにおのずからこの最高統一体 höchste Einheit に帰属するのである。東洋的専制主義とこの専制主義のばあいには法制上存在するように見える無所有とのただなかでは、実際には

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

一八四

この種族所有、または共同体所有 Stamm-oder Gemeindegentum が基礎として存在している」のである。

(20) 原始共同体は決して一様一色のものではない。それはいくつかの発展段階をもっている。マルクスは、一八八一年に執筆された「ヴェ・イ・ザスリッチへの手紙への回答の下書」で、次のように述べている。

「これらの原始共同社会をすべて同列におくならば、一つのあやまりをおかすことになる。地層のばあいと同じように、歴史的構成体には、第一、第二、第三というような型の全系列が存在するのである」(手島正毅訳『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫、付録2、九七ページ)。

「われわれの地球のもっとも古い最初の層をとって見ても、それは、さまざまな時代の、一連の層を含んでいるものなのである。それと同じく、社会の前古代的構成体は、前進的な諸時期を印するさまざまな型の一系列を、われわれにしめしている」(同上117ページ)。

「もう一つの原始共同社会は、みんな同じ型に裁つてあるわけではない。それどころか、この原始共同社会の総体は、型も時代も異なるところの、そして、継起的な発展の諸段階を印づけるところの、社会的諸集団の一系列を形成する」(同上121ページ)。

また『諸形態』では「本源的共同社会がどの程度まで変形されるかは、さまざまな外的・地理的・物理的等の条件とともに、人間の特殊な自然的素質等——彼ら種族の性格——のいかに依存するであろう」(同上91—100ページ)と述べている。

つまり、土地所有の第一の形態は、共同体的基本関係——それはさしあたり「自然的共同体」であり「種族共同社会」である——を基礎としている点では同じであるが、それ自体は「きわめて種々さまざまなかたち」をとっている。けれども大多数のアジア的基本形態のばあいは、「総括的統一」が、小さな共同体のうえに立つ上位の所有者(唯一の所有者)として現われ、現実の共同体は世襲的な占有者として現われる。しかし、総括的統一が、小さな多くの現実的な共同体のうえに立つ上位の唯一の所有者として現われ、そして個々の共同体が事実上無所有者であるようにみえる(現象する)としても、その本質は、あくまで「種族所有または共同体所有」であって、多くの現実的な共同体が、真の意味で無所有者ではない。そして共同体と個人の関係においては、所有は、多くの小さな共同体の父である専制君主が、小さな特殊な共同体をへて、個人に移譲しているのであって、間接的な形をとる。

「私的土地所有の欠如こそ東洋天国への鍵である」(前出)とのマルクスのことばは、共同体との関係でみればあい、そのでの近代的な私的土地所有の欠如を指摘しているのである。このことばを近代的な意味での個々人の無所有と同一視はできない。マルクスが『諸形態』で、本源的所有の三形態が共同体所有であると同時に個々人の所有であり、ただこの共同体所有と個々人の所有のかかり方で三形態の区別が生まれていることを述べている点は、次の引用からも推測しなくてはならない。

すなわち、本源的所有の第二のばあいを説明するなかでの「個人所有はここでは、第一のばあいのように、それ自身直接に共同体所有であるというわけではない」という一節である。

さてこの「所有の第一形態」は「多くのばあい、小さな共同体内部の工業 Manufaktur と農業との結合によってつくりだされ、こうしてこの小さな共同体はまったく自給自足的なものとなり、また再生産と剰余生産のいっさいの諸条件をそれ自身のなかにもっている。その剰余労働の一部分は、けっきょくは人格として存在する上位の共同社会のものとなり、またこの剰余労働は貢納等のかたちでおこなわれることもあれば、またなかば現実の専制君主、なかば觀念上の種族本体たる神という統一体への讃仰のためにする共同労働のかたちでもおこなわれる」(ib., S. 377. 訳Ⅲ四〇九ページ)。

この種の共同体所有は、現実には労働においてはじめて実現される——ただし所有とは労働とその自然的条件の關係である——のだから、共同体所有が労働のうちに実現されるかぎり、次のような二者のいずれかの形態であらわれる。

(1) 「小さな共同体は相互に独立併存して草木のように生き、そしてその共同体自身のなかでは、個人は、彼に割当てられた分有地 Los で家族とともに独立してはたむけ(と)もある。(一方では、共同の備蓄 gemeinschaftlicher Vorrat、いわば保険のための一定の労働、および共同体そのものの経費に充当 Bestreitung der Kosten des Gemeinwesens als solchen するための、つまり戦争、祭祀等

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

のための一定の労働。ここにはじめて、もっとも本源的な意味での首長の財産管理 das herrschaftliche dominium が、たとえばスラウ人の共同体、ルーマニア人の共同体などに現われる。このなかに賦役等々への移行の基礎がある」(ib., S. 377. 訳Ⅲ四〇九—一〇ページ)。

(2) 「統一体は労働自体の共同化 Gemeinschaftlichkeit in der Arbeit に基てひろがり、これがメキシコ、とくにペルーにおいて古代ケルト人や若干のインド種族のばあいのように、正式の一制度 ein formliches System となる」ともある」(ib., 訳Ⅲ四一〇—一〇ページ)。

さらに、種族制度の内部における共同性は、次のような二様のあらわれ方をする。

(1) 専制的形態 despotische Form 統一体が種族的家族の首長 Haupt によって代表される。

(2) 民主的形態 demokratische Form 家父長たち Familien-väter 相互の關係としてあらわれる。

つぎにアジア社会における「水」の重要性をマルクスは強調する。すなわち、マルクスは「労働により現実には領有することの共同体的諸条件、すなわちアジアの諸民族のばあいにきわめて重要であった用水路 Wasserleitung 交通手段 Kommunikationsmittel 等は、このばあいには上位の統一体、すなわち諸共同体のうえにかぶ専制政府の事業として現れる」(ib., 訳同上)とのべており、「このばあい本来の都市は、上記の村落とならんで、対外貿易に特別有利な地点や、または国家の首長 Sta-

atsobertaupt とその太守たち Satrapen (古代ペルシアの代官) が彼らの所得 Revene (剰余生産物) を労働と交換し、この所得を労働元本 Labour-funds として支出しているところにだけ形成される」(註・訳同上)と、その政治的意義を強調している。

以上のような『諸形態』の説明をみると、マルクスが『諸形態』のなかで「土地所有の第一形態」とするアジア的(東洋的)形態が、『ドイツ・イデオロギー』における第一の所有形態としての「種族所有」Stammeneigentum に対応するものであることは明らかであろう。

所有の第一形態と『ドイツ・イデオロギー』における「種族所有」とは、「共同体的所有」という点では一致している。しかし第一に指摘しなければならないのは、三つの所有形態の分析視角が異なることである。すなわち、『ドイツ・イデオロギー』では「分業の相異なる発達諸段階はそれにふさわしい所有の諸形態をとる」としているのに対し、『諸形態』では、「労働する個人が、自分のものとしての、かれの労働の客観的諸条件にたいする関係」によって、所有の三形態を本源的所有として規定し、この規定を基礎に本源的所有から発生した本源的所有の反対物である所有の二次的形態を分析している点である。

『ドイツ・イデオロギー』では、「種族所有」の原始共同社会が種族成員の平等な関係として、つまり本源的な所有関係としてのみとらえられているのに対し、『諸形態』では、「総括的統一性」、その代表者としての専制君主による「総体奴隸制」の説

明がなされている、という点に両者のちがいを見出す解釈があるが、これは逆であろう。というのは、このような解釈では「総体奴隸制」が共同体内の不平等な関係であると考えられており、『ドイツ・イデオロギー』での種族所有は、まだ本源的所有として、働く者の平等な関係としてとらえる点で明確ではなかったことを見落しているからである。しかし、『ドイツ・イデオロギー』の種族所有は、『諸形態』の第一形態とはちがって、むしろ、アジア的共同体が、労働する諸個人が自分のものとしての生産に必要な自然的条件に関わりをもち、自分および自分の属する共同体の再生産を目的に生産をおこなう平等な関係として説明されており、『ドイツ・イデオロギー』の方は、むしろ、所有の本源的形態という視点がなままに、原始共同体の内部の奴隸制などにもふれ、奴隸所有者の形成する国家にもふれている。つまり、まだここでは、所有の本源的形態と二次的形態という視点のもとの理論的整序がなされていないのである。そして種族所有が、より具体的にアジア的産様式として、本源的な所有の第一形態として把握されていないのである。だから、理論的な観点からいえば、『ドイツ・イデオロギー』のなかの多くの独創的な、根源的な「新世界観」の確立にもかかわらず、所有論としては、『ドイツ・イデオロギー』は『諸形態』より未熟な著作である、ということができるのである。

第一形態につづいて、マルクスは、第二形態および第三形態

の説明をつづける。そのばあい、マルクスはこれら三形態を相互に比較対照しつつ、それぞれの所有形態の特徴の本質を明らかにするのであるが、この点は『ドイツ・イデオロギー』にみられない分析であって、このような分析が可能となっているのは、『諸形態』が高度な理論的著作だからである。そこで以下、第一のアジア的形態と、第二の古典的・古代的形態との重要な差異としてマルクスの指摘するところをみることによって、第一形態そのものの理解を深めよう。それは次の諸点である。

(1) 古典・古代的所有形態も、アジア的形態と同様に共同団体 *Gemeinwesen* を第一前提としているが、しかしアジア的形態のばあいは、共同団体が実体 *Substanz* であり、「個人は実体のために偶有性 *Akzidenzen* にすぎないか、または純粹に自然的に実体の構成分子を形成している」(ib., S. 378. 訳同上)のに対して、古典・古代的形態のばあいには、「土地をその基礎とするのではなくて、農耕者 *Landleute* (土地所有者)の既成の定住地(中心地 *Zentrum*)としての都市を想定している」(ib., 訳同上)。この古典・古代的共同体のばあい、共同団体 *Gemeindewesen* のぶつかる困難は、土地にかんして起こるものではなく、ただ他の諸共同団体からのみやってくる。他の共同団体が土地をすでに占拠しているか、でなければ、占拠している共同団体をおびやかすのである。「だから戦争は、それが生存の客観的諸条件を占取するためであろうと、その占取を維持し、永久化するためであろうと、必要にして重大な全体的任務であ

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

り、重大な共同的作業である。だから家族からなっている共同体は、さしあたり軍事的に編制されている——軍制および兵制として。そしてこれが共同体が所有者として生存する条件の一つなのである。住所が都市に集合するのが、この軍事組織の基礎である」(ib., 訳 III 四一—ページ)。

(2) 古典・古代的所有形態のもとは、「共同体所有は——国有財産 *Staatsigentum*, 公有地 *ager publicus* として——私的所有から分離されている。個々人の所有は、ここでは、第一のばあいのように、それ自身直接に共同体所有というわけではない。つまり直接の共同体でならば、共同体から分離された個人の所有はなく、むしろ個人はその占有者 *Besitzer* であるにすぎない」(ib., 訳同上)。

古典・古代的形態における、この個人的所有形成の根拠とプロセスとしては次の点、すなわち「個々人の財産が事実上共同労働——たとえば東洋における用水路のような——によってのみ利用されることが少ないほど、また歴史的な運動や移動が種族の純粹に自然的な性格を破壊することが多いほど、またさらに、種族がその最初の居住地から遠くはなれてよその土地を占領し、したがって本質的に新しい労働条件のなかに踏みこみ、個々人の精力がますます発展するほど——種族の共同的性格が、外部にむかつてはますます消極的な統一体として現れ、またそのように現れざるをえなくなるほど——、いよいよ個々人が土地——個別の分割地 *Parzelle*——の私的所有者となり、

一八七

その土地の個別的耕作が彼とその家族の手に帰する条件をあたえられることが多くなる」(Cb, SS. 378-379, 訳Ⅲ四一—二ページ) という点に留意しなくてはならない。

(3)以上の結果として、古典・古代的形態のもとでは、アジア的形態のばあいとくらべて、個々人と共同体(国家)との関係が變つてくる。すなわち、「共同体は——国家として——、一方ではこの自由平等な私的所有者相互の關係 *Beziehung*, 外部にたいする彼らの結合 *Verbindung* であり、また同時に彼らの保障 *Garantie* でもある。そのかぎりて共同体制度 *Gemeinwesen* は、このばあい次のことに立脚している。すなわち、その構成員が労働する土地所有者、分割地農民からなると同様に、またその分割地農民の自立性が共同体成員相互の交渉によって、共同社会の必要と共同社会の名譽等のために公有地を確保することによって、なりたっているということである。このばあい、土地領有のための前提はやはり共同体の成員であることだが、しかも個々人は共同体成員として、私的所有者などである。彼が彼の私有財産たる土地と交渉をもつことは、同時にまた共同体成員としての彼の存在に交渉することでもある。そしてそのようなものとして彼を維持することが、すなわち共同体を維持することでもあり、またその逆でもある等々。共同体は、このばあいで歴史の所産であり、事実上からばかりでなく、またそう意識されており、だからすでに成立しているのであるにもかかわらず、ここでは土地にたいする所有の前提と

なる——すなわち、労働する主体の、自分に帰属するものとしての労働の自然的前提にたいする關係の前提となる——。しかしこの帰属關係 *Gehörigkeit* は、彼が国家の一員 *sein Sein als Staatsmitglied* であることによって媒介されており、すなわち国家の存在 *Sein des Staates* によって——だから神授的 *göttlich* 等々であると考えられる前提によって——媒介されている」(Cb, 訳Ⅲ四一—四二ページ)。

さて、この第二形態成立の基礎・前提である共同体の特徴は「農村を領域としてもつ都市における密集、直接的消費のために働く小規模農業、婦女子の家内副業(紡糸と機織)としての工業 *Manufaktur*, ないしは個々の部門(手工業者 *fabri* 等)に自立化しているだけの工業」(Cb, 訳Ⅲ四一—二ページ)である。そしてこの「共同体を存続させる前提は、その自給自足的な自由農民 *seine freien selfsustaining peasants* のあいだの平等の維持と、彼らの所有を存続させる条件である自家労働とである。

彼らは労働の自然的諸条件に所有者として關係する *sein Verhalten*。しかしこれらの諸条件はやはり不斷に、個人の人格の、彼の身みずからの労働の条件および客觀的要素として、身みずからの労働によって現實的に措定されなければならぬ」(Cb, 訳同上)。この社会では、「個人は、生計を立てる *gaining of his life* とつて条件、致富が彼の目的ではなく、自己保存 *self-sustenance*, 共同社会 *community* の一員として自分自身を再生産すること、一筆の土地 *parcel of ground* の占有者

として、またその資格で in that quality 共同体 commune の一員として自分自身を再生産することが目的であるような条件、のなかにおかれている。共同体の存続は、自給自足の農民として、まさに共同体に帰属する。自己の労働にたいする所有は労働の条件——「フリーフェ〈約六反〉の土地 Hufen Land——にたいする所有によって媒介されており、この土地は、共同体の存在によって保障されており、そして共同体はまた共同体成員の軍務 Kriegsdienst 等々のかたちの剰余労働によって保障されている。それは、富を生産する労働 wealth producing Arbeit——これによって共同体成員は自分を再生産する——における協業 Kooperation によつてではなくて、内外にたいし団結 Verband を維持するとして（仮想的な、また現実的な）共通の利益のための労働における協業である。所有とはクイリトリウム quiritium すなわちローマ的所有であり、私的土地所有者は、ローマ人としてだけそうであつて、しかもローマ人であるからこそ、彼は私的土地所有者なのである」(ib. S. 380, 訳Ⅲ四一—四一三ページ)。

小林良正氏は、『諸形態』の以上の説明によつて、「所有の第一(アジア的)形態と第二(古典・古代的)形態との差異は、少なくとも共同体と個人との関係にかんして、ほぼ明らかになっていると思う」(『アジア的生産様式研究』、大月書店、一九七〇年三月、三九ページ)として、次のように要約している。「アジア的形態においては、土地所有を握っているものは、共同体(部族

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

であり、したがつて、そのメンバーである諸個人は、〈無所有〉であり、せいぜい土地占有者 Grundbesitzer にすぎず、この意味において、共同体が実体 Substanz であつて、諸個人は、偶有物 Akzidenzen であり、つまり個人は、共同体のなかに〈埋没〉している(大塚久雄『共同体の基礎理論』、一九五五年、七八ページ)。これに反して、古典・古代的共同体にあつては、共同体所有 ager publicus にたいして、その共同体成員は、それぞれ私的土地所有者としてあらわれ、そして共同体(都市国家 Stadt, civitas)は、上記へ自由かつ平等な私的土地所有者相互間の関連〉として表われるが、しかし彼らは、それが共同体成員として、〈戦士〉Krieger としてのみ、共同体所有 ager publicus に対抗して、私的所有 fundus を獲得して、私的土地所有者たりうるのである」(同上)。

そして氏は、この第二形態こそは、さきにもた『ドイツ・イデオロギー』における、所有の第二形態たる「共同体・国家所有」にあたるものである、として、「この場合、私的所有者は、〈不正常かつ共同所有にたいして従属的な形態〉たるものである。つまりアジア的形態における共同体所有、それにたいする個人々の〈無所有〉Eigentumslosigkeit と埋没状態が、古典・古代的形態にあつては、共同体所有にたいして、私的所有が台頭し、漸次、これを蚕食して拡大する傾向にあつたとはいへ、共同体所有、国家所有 ager publicus が、個人々のうえにのしかかり、個人々は、なお半身を、共同体に埋没している状態で

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

ある」(同上)とのべている。

しかし、古典・古代的形態にあっては、共同体所有にたいして、私的所有が台頭し、漸次、これを蚕食した、と理解するのはどうだろうか。むしろ共同体の一員であることが、私的所有者たりうる不可欠の要件であることから推測できるように、共同体所有と私的所有はむしろ相互に、それぞれの存在を相手方によって保障されるという関係にあったのであって、むしろ能動的側面は共同体である。この点を軽視して、共同体所有と私的所有の対立面を強調するのは不当である。

次に、『ドイツ・イデオロギー』の第二形態と『諸形態』の第二形態の比較のばあいも、第一形態の比較のばあいと同じように、問題把握の大きな相違がみられる。たとえば、古代的共同体所有(國家所有)のばあいに「奴隸制はあいかわらず存続する」と『ドイツ・イデオロギー』はのべているが、ここでは共同体それ自体と共同体がそこに含まれて存在する社会構成体、そしてこの社会構成体内部の階級問題などが、明確に問題意識によって整理されておらず、したがって所有の本源の形態と二次的形態という『諸形態』の明晰な視点が、第一形態のばあいと同様に、ないことに注意すべきであろう。

最後に第三の形態であるゲルマン的所有 *germanisches Eigentum* との対比において、アジア的土地所有の性格を明らかにしよう。

マルクスは、ゲルマン的形態にあっては、「特有の東洋的形

態 *spezifisch-orientalisch Form* のばあいのよう」<sup>2)</sup>、共同体成員そのものが共同体的所有の共同占有者 *Mitbesitzer des gemeinschaftlichen Eigentums* でもないければ、<sup>3)</sup>「そうかといつて、ローマ・ギリシア的(つまり古典古代的)形態のばあいのようなものでもない」(*Grundrisse*, S. 380, 訳Ⅲ四一三ページ)とのべ、次のようにいう。

「所有が共同体財産としてのみ存在するにすぎないところで、個々の成員は、成員として、特定の部分の世襲的な、もしくは非世襲的な占有者であるにすぎない。所有のいづれの部分も成員それ自身のものではなくて、共同体の直接の成員 *unmittelbarer Glied*、つまり共同体と別個になっているのではなく、共同体と直接に統一された成員のものであるからである。したがってこうした個人は占有者であるにすぎない。存在するのはただ共同体的所有 *Gemeinschaftliches Eigentum* と私的占有 *Privatbesitz* だけである。この占有様式は、共同体的所有にたいする関係のいかによって、労働自体を私的占有者が孤立しておこなうか、それともまた労働自体を共同体が指定するか、それとも個々の共同体のうえにかぶ統一体が指定するかによつて、歴史的に、地方的に、等の点でまったくさまざまに変形をうけることになる」(*ib.*, 訳同上)。

「そうかといつて、ローマ・ギリシア的(つまり古典古代的)形態のばあいのようなものでもない。——このばあいには土地は共同体によつて占領されており、ローマ的土地である。一部



分は、共同体成員とは別のものとしての共同体そのものによつて  
される。すなわちさまざまな形態の公有地。他の部分は分割さ  
れ、そしてそれぞれの分割地 (Parzelle des Bodens) は、そ  
れが私的所有であり、ローマ人の領有地であり、仕事場にたい  
する彼の持ち分であるために、ローマ的である。しかし彼はま  
た、ローマ的土地の一部分にたいしてこのような至上の権利を  
もつかりでだけ、ローマ人であるにすぎない」(ib. ss. 380  
— 382, 訳 III 四一三—四一四ページ)。その少しあとで「アジアおよび古代  
世界と中世世界における都市の役割の差異を説明しながら、ゲ  
ルマン的所有の性格の説明にはいる。すなわち所有の三つの本  
源的形態における都市のもつ性格のちがいであるが、それは次  
のように指摘されている。「古典的な古代の歴史は都市の歴史  
であり、しかも土地所有と農業とのうえにうちたてられた都市  
の歴史である。アジアの歴史は都市と農村との一種の差別的な  
統一性 eine Art indifferenter Einheit 《の歴史》である。

(C) では本来の大都市は、たんに王侯の宿营地として、本来の経済機  
構のうえにある複受胎 Superfétation としてみ考察すべきである。)  
中世 (ゲルマン時代) は、歴史の場面としての農村から出発し、  
この歴史のその後の発展は、やがて都市と農村との対立とい  
う、かたちで進行する。近代の「歴史」は、古代人のばあいの  
ような都市の農村化ではなく、農村の都市化である」(ib. s.  
382, 訳 III 四一五—四一六ページ)。

またゲルマン的形態とローマ的形態とにおける都市の意義の

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

相違としては「個々の家族長が遠い道のりまでたてられた森林  
のなかに定着していたゲルマン人のばあいには、共同体は、よ  
しんばその即自的 an sich に存在する統一が血統 Abstammung,  
言語、共通の過去と歴史、等のなかにあるとしても、外見  
しただけでわかるように、共同体成員のその時々との連合 Ver  
einigung によつてのみ存在するにすぎない。したがって共同  
体は、連合体 Verein としてではなくて連合 Vereinigung と  
して現れ、統一 Einheit としてではなくて、土地所有者から  
なる自立的主体 selbständige Subjekte の統一 Einigung とし  
て現れる。だから共同体は、古代人のばあいのように、国家  
Staat, 国家組織 Staatswesen としては事実上存在しない。なぜ  
なら共同体が都市として存在しないからである。共同体が現実  
に存在するためには、自由な土地所有者が集会 Versammlung  
を開かねばならないが、たとえばローマの共同体は、これらの  
集会のほかに、都市自体という定在と、その都市の職務に任せ  
られている官吏等という定在のうち存在してゐる」(ib. ss.  
382—383, 訳 III 四一六—四一七ページ) とのべられている。

またマルクスは「ローマの公有地 ager publicus とゲルマン  
の共有地 Gemeindeland oder Volksland とを比較して「ゲル  
マンのばあいも、個人の財産とは別に、公有地、共同体用地、  
すなわち人民の共有地がある。それは、狩獵地、牧草地、伐採  
地等であつて、もしこうした一定の形態でその共有地を生産手  
段として役だてねばならないとすれば、分割することのできな

い土地部分である。それにもかかわらずこの公有地は、たとえはローマのばあいのように、私的所有者と併存する国家という特殊な経済的定在としては現れない。その結果私的所有者は、彼らがローマの平民のように公有地の利用「から」しめだされ、剝奪されて *priviert* いたかぎりでは、厳密に私的所有者 *Privateigentümer* そのものである。公有地は、ゲルマン人のばあいには、むしろ個人的所有の補充としてのみ現れ、そしてその公有地は一種族の共同占有物 *Gemeinbesitz* として、敵対種族にたいしてまもられねばならぬかぎりでは、所有のかたちをとるにすぎない」(ib., S. 383; 訳Ⅲ四一六七—七二ページ)とのべている。

そして、ゲルマンの形態にあつては、「経済全体(経済的全体) *das ökonomische Ganze* は、基本的には各個人の家のなかにあり、この家が対自的に一個の自立的な生産の中心 *selbständiges Zentrum der Produktion* をなしている(工業 *Manufaktur* はまゝたく婦人の家内副業としてある、等)。古代世界にあつては、農村共有地 *Landmark* をもつ都市が経済全体となつてはいるが、ゲルマン的世界にあつては、個々の住居こそ、この経済全体である。この住居 *Wohnsitz* 自体は、付属する土地のなかの点として現れるにすぎないが、多数の所有者の集合体ではなくて、自立的単位としての家族 *Familie als selbständige Einheit* である。アジア的な(少なくともそれが支配的な)形態にあつては、個々人の所有 *Eigentum* ではなく、占有 *Besitz*

だけがある。共同体が本来の現実的所有者《であり》——したがって所有は土地の共同的所有 *gemeinschaftliches Eigentum* としてのみ《現れる》」(ib., S. 383; 訳Ⅲ四一七—七二ページ)と付言している。

なおマルクスは、ゲルマン的土地所有の特徴を、「ゲルマンの形態では、農民 *Landmann* は国家市民、すなわち都市の住民ではない。むしろその基礎は、孤立した、自立的な家族の住居 *isolierte, selbständige Familienwohnung* であり、それは同じ種族のほかのこのような家族住居との同盟 *Verband* と、このような相互的保証のために随時にひらかれる、戦争、宗教、法律的調停等にかんする集会 *Zusammenkommen* によつて保証されている。個人的土地所有は、ここでは共同体の土地所有の対立的形態として現れることもないし、またその共同体によつて媒介されたものとして現れることもなく、むしろその逆である。共同体は、これらの個人的土地所有者そのものの相互の交渉 *Beziehung* のうちにだけ存在する。そのものとしての共同体所有は、個人の世襲住居と個人の土地領有にたいする共通の付属物 *gemeinschaftliches Zubehör* としてだけ現れる共同体は、そこで個々人が偶有性 *Akzident* としてだけ現れるような実体 *Substanz* ではなく、またそれは、……共同体成員の特殊な経済的定在とは区別されるその特殊な定在としての都市用地のなかで、存在する統一体であるような一般者 *das All-gemeine* でもない。むしろ一面では、共同体が即自的に言語や

血統等の共通性 *das Gemeinschaftliche* として、個人的所有者の前提をなしている。しかしその共同体は、他面では、ただ共通の目的のためにするその現実の集会 *wirkliche Versammlung* のかたちだけで存在」(ib., S. 384. 訳Ⅲ四一—セーハ—ページ) している、と繰返し説明する。

さて、右の説明で注目しなければならないのは、ゲルマンの世界における家族の土地所有を、マルクスは「私的所有」と表現せず、「個人的所有」*das individuelle Eigentum* とよんでいる点である。ローマ的家族(ローマの平民)の分割地所有は、共同体所有(公有地)と対立した形態——とはいえ単なる対立でないことは前述——であるから「私的」所有とし、これに対してゲルマン的家族の所有は、それぞれの住居 *Wohnsitz* が独立の小世界、経済全体、または経済的全一体 *ökonomisches Ganze* を形成し、この家族の所有が基礎であって、共同体の所有は補充的であり、両者は対立したものでないから、「私的」所有という用語を使用しなかった、とみられる点である。しかし、「個人的所有」は私的所有にふくまれる一概念であって、大きくは共同体所有と私的所有というばあいの私的所有に包含されていることは、『諸形態』のあれこれの字句から推測されるところである。

さて以上のマルクスの叙述によっても、「ゲルマン的形態」が『ドイツ・イデオロギー』における所有の第三形態である「封建的ないし身分的所有」に対応するものであることは明らか

『資本制生産に先行する諸形態』について(三)

かであろう。その本質は、「共同体は、これらの個人的土地所有者そのものの相互の交渉のうちだけに存在する」ということ、「そのものとしての共同体所有は、個人の世襲住居と個人の土地領有にたいする共通の付属物としてだけ現れる」という点に存在する。しかし、『ドイツ・イデオロギー』と『諸形態』の対応関係を認めると同時に、その相違にも注意しなければならぬ。それは、これまでも指摘してきた次のことである。

すなわち、第三形態では一方で共同体について、他方でこの形態のもとに発展した封建社会についてのべられており、両者の区別が『諸形態』にくらべると明確化されていない、ということである。たとえば『ドイツ・イデオロギー』の第三形態も、「種族所有および共同体所有と同じく一つの共同体にもとづくのではあるが、しかしこの共同体にたいして生産に直接たずさわる階級として対峙するのは、古代的共同体にたいしてのように、奴隸ではなくて、隷属的な小農民である。封建制の完成と同時に、さらに都市にたいする対立がつけくわわって行く。土地所有の位階制的編制とこれにつながる武装した家臣団は貴族に、農奴を支配する力を与えた。この封建的編成は古代の共同体所有と同じく、生産者である被支配階級を向こうにまわしての一つの連合であった。ただし連合の形式および直接的生産者にたいする関係は古代の場合とは違っていた。なぜなら違った生産条件がそこには存在していたからである」とのべられている。右の叙述は『諸形態』と相当なちがいをみせてい

る。というのはここでは、共同体にたいして生産に直接たずさわる階級として、対峙するのが奴隷であり隷属的な小農である、とのべられているが、『諸形態』では、共同体自体が働く者の集団であり、この働く者が自然的生産条件に自分のものとして関係しており、その関係の仕方によって本源的所有の三形態が区別されているからである。

さてマルクスは、土地所有の三形態をそれぞれ比較しながら説明したのち、これらの三形態のもとの共同体は、いずれも資本制的生産様式とは対照的に、使用価値の生産、個人の再生産をその経済的目的としていた点を指摘し、さらに労働の自然的条件の領有は労働の結果ではなく、前提であること、労働する個人および共同体の土地の所有は個人および種族の自然的定在によって媒介されていることの二点を次のように指摘している。

(1)労働の自然的条件(もともと本源的な労働用具、仕事場および原料の貯蔵場である土地)の領有は、労働によってではなく、労働の前提として *als der Arbeit vorausgesetzt* あらわれる。

……労働の主たる客観的条件は、労働の生産物としてはあらわれず、自然として現存する。

(2)労働する個人の所有としての土地、大地にたいするこの関係行為は、一共同体の構成員としての個人の、自然的な、多かれ少なかれ歴史的に發展し、変型した定在、一種族の成員としてのその自然的定在等によって、じかに媒介されている。

……所有としての大地にたいする関係行為は、なんらかの多かれ少なかれ自然的な、ないしはすでに歴史的に發展した形態にある種族や共同体による土地の占拠、平和的または暴力的な占拠によってつねに媒介されている。……労働の客体的諸条件が個人に属するものとして前提されるとすれば、彼自身は主体的に、土地にたいする彼の関係が媒介されるなかたちとなるところの一共同体の成員として前提されている。

上記の二点の指摘につづけて、マルクスはさらに、労働の客観的諸条件にたいする彼の関係は、共同体成員としての彼の定在によって媒介されているが、他方、「共同体の現実の定在は、労働の客体的諸条件にたいする彼の一定の所有形態によって規定されている」(Grundriss, S. 385, 訳Ⅲ四一九ページ)とのべ、この視点から、本源的土地所有の三形態を、あらためて次のように要約する。

第一形態にあつては、「共同体における定在によって媒介されたこの所有は、共同体所有 *gemeinschaftliches Eigentum* ——このばあい個人はただの占有者 *Besitzer* であり、そして土地の私的所有 *Privateigentum* は存在しない——として現れる」(ib. 訳同上)。

また、第二形態にあつては、「所有が、国家所有と私的所有 *Staats- und Privateigentum* という二重の形態で、あいならんで現れることもあるが、その結果、後者(私的所有が前者(国家所有)によって指定されたものとして現れる。それゆえに国家

市民 Staatsbürger だけが私的所有者であり、……しかし他面、彼の国家市民としての所有が、同時に一個の特殊な存在 *Bestehende Existenz* をもつていなる」(ib. 訳同上)。

さらに第三形態にあつては、「共同体所有が個人的所有の補充 *Ergänzung* としてのみ現れる。しかしこの個人的所有こそがその基礎であつて、共同体は共同体成員の共通の目的のための集会 *Versammlung* やその連合以外には、一般に対自的存在 *Existenz für sich* をもたない」(ib. 訳同上)。

ついでマルクスは共同体が旧来のまま存続する条件ならびにそれが時間の経過とともに解体にむかう条件についてのべる。

共同体が旧来のまま存続する条件は、共同体の構成員を、それ以前から与えられていた客観的諸条件のもとで再生産することにはかならない。しかし、生産そのものと、それ自体も生産である人口の増加は、これらの前提的諸条件を破壊する。このため共同体は、その存在の基礎である所有関係を破壊し、それ自体を消滅させてしまう。しかしアジアの形態は、個々人が共同体にたいして自立していないことや、農業と手工業を一体として自給自足的圏域のため、もつとも頑強に、もつとも長く、自らの形態を維持できる。これにたいし、ローマ的形態では共同体自身の経済的条件となつていた戦争と征服の影響が、共同体の紐帯を廃棄に導いてゆく。個人と共同体の關係が再生産されなくなり破壊されるにつれ、奴隸制が発展し、土地占有の集中があらわれ、交換、貨幣制度などの発展によってローマ

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

人の共同体は消滅へ向つたのである。

こうして共同体の目的は、それを維持、再生産することのだが、この再生産は、必然的に、古い形態の再生産であると同時に、その破壊であつた。

マルクスは、ここに共同体が、旧来のまま存続するための条件と、この条件がそれ自体必然的に共同体を時間の経過とともに解体に向かわせる固有の弁証法についてのべている。

『諸形態』所論の概要を見終つた。『諸形態』の段階になると、マルクスの見解は、『ドイツ・イデオロギー』にくらべて、きめこまかな、かつ理論的な論稿になつてゐる。その理由は、いうまでもなく、基礎になるマルクスの理論的・歴史的研究が深く広いものとなつてゐたからである。このため、『諸形態』は『ドイツ・イデオロギー』にくらべて、所有の本源の形態とその基礎・前提としての共同体の説明が、極めて理論的に整理されて展開されている。それと同時に、とくに『ドイツ・イデオロギー』と『諸形態』で變つた点は、所有の第一形態の説明で、「アジア的」あるいは「東洋的」所有の内容の説明を導入していることであり、この成果が、その後の『経済学批判』序説の定式化としてあらわれたのである。

#### 四 『諸形態』をめぐる若干の問題点

さて、以上で『諸形態』でのマルクスの論旨の概要を考察したのであるが、このマルクスの所論をめぐる、多くの解釈がみ

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

られ、論争がなされてきた、そのうち、『ドイツ・イデオロギー』と『諸形態』との対応関係と相異点については、これまでのところのべてきたが、そのほか、この二つの論稿での共同体は必ずしも同一ではないという説もある。また『諸形態』は理論の成果ではなく、オブザーベーションの書である、などの意見もあるが、このことは『諸形態』の意義と限界をどう評価するかという問題である。しかし、とくに重要なのは、所有の三形態、共同体の三形態、そして生産様式の三形態が、類型としてのべられているのか、または発展段階としてのべられているのか。所有形態、共同体、生産様式の関係をどう把握すべきか。総体奴隷制とは何か。国家とは何か。そしてアジア的生産様式とはどのような社会か。それは階級社会なのか、または過渡期の社会なのか、あるいはまた原始共同社会そのものなのか、等々の問題である。これらの疑問になんらかの解答を用意しなければ、私たちは人類の歴史についての、それなりにまとまった意見をもっていないことになる。そうしたこと避けるため、多くの独断とあやまちをふくむとは思いますが、以上の諸問題についての解釈を与えてみよう。

(一) 『諸形態』の共同体と『ドイツ・イデオロギー』の共同体

『ドイツ・イデオロギー』における所有形態の発展段階と『諸形態』の三形態との一定の対応関係はあきらかであるが、『諸形態』の共同体 Gemeinde と『ドイツ・イデオロギー』

の共同組織または共同体 Gemeinwesen (手島正毅氏訳、国民文庫版では、この語は社会集団そのものを指すからとして、共同体と訳されている——井上) とは、かならずしも同一ではない」(太田秀通前掲論文、『歴史評論』一七七号、一一ページ) という太田氏の解釈があるので、次にこの点をみよう。氏は次のようにいわれる。

『諸形態』の共同体は、勤労的諸個人の労働と、その物質的前提との統一のいろいろの形態として考察されており、したがって、ここでは農業生産者が生産手段たる土地に対して、自己のものとして関係するその関係の仕方として三形態が区別されているのであるが、『ドイツ・イデオロギー』では、分業の発展段階に対応する所有形態の発展段階が考察されているといえ、同時に支配階級の連合形式 die Weise der Assoziation が問題とされており、第一段階の種族所有では、家父長的種族長・種族員・奴隷から成る拡大された家族関係が社会構成の軸をなしており、第二段階の古典古代的共同体 国家所有、すなわち古典古代的活動的国民市民の共同体的私的所有は、奴隷に対立する連合形式であると考えられている。そして、第三段階の封建的または身分的所有は、種族および共同体所有と同じく、またもや一つの Gemeinwesen に立脚しているが、それに直接生産者の階級として対立するのは、古典古代の場合のように奴隷ではなくして、農奴的小農民 die leibigen kleinen Bauern である」と言われている(同、ハーニーニーツ)。

すなわち氏は、支配階級の連合形式として三つの共同組織または共同態が『ドイツ・イデオロギー』で考えられているとされ、この点では『諸形態』の共同体とことなる点を指摘されている。氏はこのことを次のようにもいふ。

「三つの所有形態は、いずれもその基礎に共同組織をもっており、それは、古典古代の場合には奴隷に対立する連合であり、封建的所有がそのうえに立つ共同組織は農奴の小農民に対立する連合である、と考えられていたことを示すものである。第一段階の種族所有の場合には、それに対立する生産者階級が何であったかについては、明確には語られていない。種族長・種族員・奴隷を包含する社会構成から考えると、家族のなかにかくれた奴隷制と表現されるような、古典古代の奴隷制に比しより未発達な状況が想定され、それらが全体として専制君主に支配されているので、種族所有の基礎にあつたはずの共同組織に対立する直接生産者階級は明確には指摘されなかつたのであろう。このようにみてくると、前近代社会の所有形態の基礎としての *Gemeinwesen* は、直接生産者に対立する身分秩序として現象する諸制度を表示するものと思われる。前近代社会における階級関係が、常に一定の身分秩序としてのみ現象する必然性は、多分そこに存在する *Gemeinwesen* に内在する不平等原理にあつたにちがいない。直接生産者の再生産構造としての共同体における成員相互の関係は、あるいは実質的平等として、あるいは形式的平等として、ともかくも階級関係とは相

『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

容れない程度の平等性によって貫かれていたはずであるが、直接生産者階級に対立する連合形式としての *Gemeinwesen* は、あるいは種族長・種族員として、あるいは王・貴族・平民として、あるいは公侯伯として、あるいは古典古代的市民の等級として、身分的不平等を表示するのが原則であつたようにみえる」(同上、一二ページ)。

『ドイツ・イデオロギー』では「支配階級の連合形式」が、「諸形態」では「諸個人の労働とその物質的前提との統一の形態」が考察されているというように両者の力点の置き方が異なる点はずでに指摘したようにその通りである。たしかに『ドイツ・イデオロギー』は青年マルクスとエンゲルスの新世界観の展開であつたが、他方、『諸形態』にくらべると、論理的構想において見劣りする論稿であり、後者のように一つの視角——つまり資本制生産に先行する所有の諸形態を、労働する諸個人が自分のものとしての生産条件にたいするかかり方として考察するという視点——に立つ著作でなかつたこと、したがって、三つの共同体、共同体所有の三形態、所有の二次的形態、などについて、前者が後者のように、より明確な視点から分析されていないことは、これまでも指摘したように明らかである。しかし、『ドイツ・イデオロギー』と『諸形態』での共通の論旨は数多く存在し、この二つの論稿の同一面、補充関係についても重視することが必要なことはいうまでもない。そして、二つの論稿の対応関係、補充関係を認めたとしても、やはり、なお、

### 『資本制生産に先行する諸形態』について (三)

それと同時に、むしろその相違点の認識が重要であることは、強調されねばならない。

太田氏のばあいは、『ドイツ・イデオロギー』での三つの所有形態は、いずれもその基礎に共同組織をもっていること、そして、第二の所有のばあひ奴隷にたいする連合であり、第三の所有のばあひは農奴的小農民にたいする連合であること、ただし第一の種族所有の場合には明確ではなく、家族のなかにかくれた奴隷制と表現されるような古典古代の奴隷制にくらべて未発達な状況が想定され、それら全体が専制君主に支配されていること、こうして、直接生産者の内部では平等であるが、外部にたいしては身分的不平等を表示するのが原則であること、が説明されているのであるが、これでは、共同体——本源的所有の基礎・前提としての、それゆえ無階級社会としての——と、これら共同体のうえに成立した当時の、社会構成体とが区別されずに把握されてしまう。このような太田氏の曖昧さは、マルクスとエンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』段階での説明が、まだ理論的に割り切れていなかったためでもあり、それゆえ、『ドイツ・イデオロギー』と『諸形態』での三つの所有形態は、一応対応しながらも、実は相当にその内容をこじにしているためであろう。私たちは次の点、すなわち三つの所有の形態、その前提としての共同体は、それ自体は無階級集団であること、しかし、これら無階級の共同体の内部でも、部分的にか、従属的に奴隷・農奴が存在しえたこと、そして、そのご所

有の本源的形態が、奴隷制および農奴制という二次的形態にとってかわられ、この二次的形態が支配的となったところで、奴隷制社会、封建社会が成立すること、つまり、共同体と階級社会の厳密な論理的区別、この点はあくまでもはっきりさせておかなければならない。

#### (二) 所有の三形態の時間的継続関係

次に、三つの共同体、本源的所有の三形態、およびこれら共同体を母胎として成立した社会構成体については、それらの間に発展の時間的継続関係がみられるかどうか、それとも類型的な存在なのかどうか、という問題についてみよう。

まず、所有の第一形態、第二形態、第三形態についてマルクスの所説で問題となるのは、所有の第一形態から第二形態、第三形態への発展が時間的継続を伴って歴史上みられたかどうか、また、この三形態が論理的にも発展関係をもつものであるかどうか、という点である。第一形態から第二形態への移行については、論理的にも歴史的にもその発展関係がみられるという解釈が、比較的多くの人によって支持されている。しかし、第一形態が必然的に第二形態に移行しうるし、歴史上移行したのである、と早急に判断を下しえない。このばあひ、第一形態の理解の仕方——まったく対立した見方——によって、結論はまったく異なる。

また、第三の所有形態である「封建的あるいは身分的所有」、



または「ゲルマン的形態」は、年代的には第二の形態の次に来るのであるが、しかしホブズボームの指摘しているように、『ドイツ・イデオロギー』では、「両者間に論理的関連があること、滅亡したローマの制度とこれを征服した種族（ゲルマン的）の制度の混交の結果であること」（『共同体の経済構造』、市川泰治郎訳、未来社、二九ページ）をのべているにすぎないし、また『諸形態』においても、第二の形態は、必然的に、論理的関連によって、第三の形態に移行する、と一義的に理解することはできないと思われる。この点は「事実観察」の結果を理論的に把握すること以外に途はない。なるほど「アジア的、ローマ的、ゲルマン的」は、一面では共同体的土地所有の相並ぶ三形態であるが、また他面では、歴史的時期的順序からみてこの三形態の中ではアジア的形態が最古の形態である。ローマ人やゲルマン人の社会においてさえも、もっと太古に遡れば、ローマ的形態、ゲルマン的形態よりもなお原始的な、アジア的形態に近い形態が存在したのではないだろうかという推定が成りたつのである」（林直道『史的唯物論と経済学』上巻、一三〇ページ）という見方は、ほぼ妥当であろう。しかし、このことは、あれこれの特定社会が、歴史的時期的順序をへて、共同体的所有の三つの形態を経過する必然性をもっているなどという主張を許すものでないことは、今日ではもはや明らかであろう。

### 『資本制生産に先行する諸形態』について（三）

#### （三）生産様式の時期的継続関係

所有の三形態についての問題は、同時に共同体の三形態の問題であるが、しかし生産様式については問題の性質は異なる。そこで次に、原始共同社会から資本主義社会に至るその歴史的發展の順序をめぐる意見の対立についてみよう。このばあい、右の問題について、ふたたびホブズボームや塩沢君夫氏のいうところをみることにする。

#### ① ホブズボームの解釈

ホブズボームは、「人類進歩の諸画期に関する古典的な定式化は、『経済学批判』緒言において行なわれており、『要綱』はそのための予備的草稿である。マルクスはそこで、『大ざっぱにいつて、アジア的、古代的、封建的および近代ブルジョア的生産様式を社会の経済的構成の進歩における四つの画期エポックとして挙げる事ができる」と示唆している。『緒言』では、マルクスをこのような見解へ導いた分析と、その含意する経済的發展の理論的モデルについては論じていない。ただし、『批判』さらにまた『資本論』（とくに第三巻）のいろいろな個所が、この分析の一部をなしており、この分析を度外視して、これらの個所の理解も困難である。これに反して、『諸形態』では、ほとんど全面的にこの問題と取組んでいる。したがって、『諸形態』は、一般的にはマルクスの思考方法を、特殊的には歴史的發展・分類の問題に対するマルクスの接近方法アプローチを理解しようとする。

するものにとつては必読のものとなる。

しかし、それはマルクスが『緒言』あるいは『諸形態』に掲げている歴史的画期のリストを容認せねばならないという意味ではない。のちに述べるとおり、マルクスの思想中でこのリストほどマルクスに最も忠実な弟子たちにさえ改訂されたものは——必ずしも他の部分の改訂ほど当たっているとはいえないが——なかったし、マルクスもエンゲルスもそののち、死ぬまでこのリストに満足してはいなかった。このリストと、その背景をなす『諸形態』の議論の多くは、理論の所産ではなくて、オプス事実観察の所産である。史的唯物論の一般的理論では生産様式の継起がなければならぬと要求しているだけで、特定の生産様式を、また恐らくはそれが特定の予定の順序で継起することを必ずしも要求するものではない。マルクスは、実際の歴史的記録を調べてみて、確かに一定数の社会経済構成体と一定の継起を認めうると考えたのである。もしマルクスの観察が誤っていたとしても、あるいはかれの観察の基礎をなしたものが、部分的であり、したがって誤りやすい材料であったとしても、史的唯物論の一般理論は、なんの影響もこうむるものではない。いまでは、マルクス、エンゲルスの先資本主義時代論の基礎をなす研究は、マルクスの資本主義記述・分析の基礎となつたところにくらべればはるかに不十分であつたことが、一般にみとめられてゐる。マルクスが精力を集中したのは資本主義の研究であり、その他の歴史についてはいろいろな程度に研究をしていた

ものの、主として、資本主義の源流と発達に関連をもつ範圍にとどまっていた。歴史に関しては、マルクスもエンゲルスも、歴史家ではないが稀に見るほど広く読んでゐる人たちであつた。そして、その天才とその理論とによつて、同時代のたれよりもはるかに良くその読んだところを生かした。ただし、かれらが依拠した文献はかれらの手に入るかぎりのものであつて、それは現代にくらべればはるかに乏しかったのである」  
(前掲書一七一九ページ)とのべている。

だが果してホブズボームのいうように『諸形態』は理論の所産ではなく、オプザベーションの所産であろうか。この点についてはあとでみるようになれとまつたく反対の解釈も存在するのであるが、そのまゝにホブズボームとニュアンスはこととなるが、似通つた立場からの解釈に塩沢君夫氏の所説があるので、次に塩沢氏の見解にふれておこう。

〔訂正〕 本誌前号一六ページ註(13)の八行目「ゲルマン的共同体」を「古典・古代的共同体」に、一三二ページの上段一二行目の「民族の共同体所有」を「民族的共同体所有」に訂正します。